

教育・保育給付認定について

認定こども園等の特定教育・保育施設などを利用する場合に、町による教育・保育給付認定を受ける必要があります。

1 認定区分と保育の必要性について

区分	年齢区分	利用可能な施設
1号認定（教育標準時間）	満3歳以上の未就学時	認定こども園・幼稚園
2号認定（保育標準・短時間）	満3歳以上の未就学時	認定こども園・保育所
3号認定（保育標準・短時間）	満3歳未満（0歳、1～2歳児）	認定こども園・保育所・地域型保育

※保育短時間：最大8時間の保育、保育標準時間：最大11時間の保育

2 「保育の必要性」の要件及び保育必要量

「保育の必要性」があるとする要件	内 容	保育必要量
1、就労	1ヶ月あたり48時間以上の就労を常態としている（自営も含む）	別途記載
2、妊娠中・出産後	出産後とは、出産日から8週間後の翌日が属する月の月末まで	保育標準時間
3、疾病・障害	疾病、負傷、精神や身体の障害	保育標準時間
4、介護・看護	同居の家族の介護・看護が常時	保育標準時間
5、災害	震災、風水害、火災等の災害復旧	保育標準時間
6、求職活動	起業を含む就職活動中	保育短時間 ※ただし、町長が特に認める場合は、保育標準時間認定とすることができる。
7、就学	専門学校や職業訓練など	1ヶ月あたり48時間以上120時間未満の場合：保育短時間 1ヶ月あたり120時間以上の場合：保育標準時間
8、児童虐待、DV	児童虐待、配偶者からの暴力	保育標準時間
9、育児休業	育児休業中に引き続き認定こども園等を利用している子どもがいる	保育短時間 ※ただし、町長が特に認める場合は、保育標準時間認定とすることができる

※上記の要件に該当する場合は、原則2号又は3号認定（保育認定）となります。

3 就労時間における保育標準時間・保育短時間および教育標準時間の区分について <就労時間の目安と保育時間>

区分	就労時間の目安	保育時間（認定こども園 置戸町こどもセンターどんぐりの場合）
保育短時間	1ヶ月48時間以上、 120時間未満 (概ね1日4時間以上、 週4日以上の場合)	日曜日、国民の休日、園の休園日を除く月曜日から土曜日 午前8時から午後4時まで（最大8時間） (現在、どんぐりにて実施している <u>長時間型保育</u> における 「基本保育」時間相当)
保育標準時間	1ヶ月120時間以上 (概ね1日6時間以上、 週5日以上の場合)	日曜日、国民の休日、園の休園日を除く月曜日から土曜日 午前7時30分から午後6時30分まで（最大11時間） (現在、どんぐりにて実施している <u>長時間型保育</u> における 「基本保育」＋「早朝・夕方時間外」時間相当) ※最大11時間を超える延長保育については、現在のところ実施 予定はありません。
教育標準時間	1ヶ月48時間未満	日曜日、国民の休日、園の休園日を除く月曜日から金曜日 午前9時から午後2時まで (現在、どんぐりにて実施している <u>短時間型保育</u> における 「基本保育（5時間）」相当)

※置戸町においては、「就労時間の下限時間を48時間」を予定しています。

※保育短時間は、両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯の場合などを対象としています。

※保育標準時間は、両親ともフルタイムの共働き世帯の場合などを対象にしています。

★経過措置

原則は、1ヶ月あたりの就労時間による保育必要量の認定となりますが、就労形態（勤務時間帯やシフト等）により保育短時間認定とすることが適当でない町長が判断する場合、保育標準時間認定とすることができます。